

# 仕 様 書

件 名	新任技能検定員養成訓練のための施設及び車両使用料	要 求 番 号	44431A40018
		仕 様 書 番 号	
		作 成 年 月 日	R6. 4. 9
		作 成 者	第9 後方支援連隊 3曹 佐々木 雄喜

## 1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊八戸駐屯地第9 後方支援連隊自動車教習所が実施する大型自動車新任技能検定員養成訓練（9 後支連般命第2 6 号（令和6 年3 月3 日））において適用する。

## 2 内 容

### (1) 期 間

令和6 年5 月1 3 日（月）～7 月1 0 日（水）のうち5 0 時間  
細部は調整による。

### (2) 車両借上台数

大型自動車 1 台

### (3) 施設及び車両利用料

ア 借り上げコース及び車両の規格については公安委員会審査コース（直線3 0 0 m以上コース幅6 0 m以上）及び車両規格（別添）に準じた広さ及び形状とする。

イ 借り上げ及び練習の日程については平日（月～金曜日）利用対応が可能であり、状況により週末及び祝日の利用対応可能な企業とする。

## 3 実施場所

八戸市近郊請負先自動車学校

## 4 検 査

履行（事実）確認証明書、自動車学校施設利用表をもって検査とする。

## 5 その他

(1) 燃料及び消耗品等にかかる経費は、請負先自動車学校が負担する。

(2) 本期間において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

試験車両の基準は、次のとおりとする。

1 標準試験車

免許の種類	自動車の区分	車体の大きさ (メートル)			装置
		長さ	幅	軸距	
大型免許及び 大型仮免許	最大積載量10,000 キログラム以上の大 型自動車	11.00以上 12.00以下	2.40以上 2.50以下	6.90以上 7.20以下	補助ブレーキ を有するもので、 3軸以上有する もの
中型免許及び 中型仮免許	最大積載量5,000 キログラム以上6,500 キログラム未満の中 型自動車	7.00以上 8.00以下	2.25以上 2.50以下	4.10以上 4.40以下	補助ブレーキ を有するもので あること
準中型免許及 び準中型仮免許	最大積載量2,000 キログラム以上4,500 キログラム未満の準 中型自動車で、前輪 輪距が1.30メートル 以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキ を有するもので あること
普通第二種免 許、普通免許及 び普通仮免許	乗車定員5人以上 の普通乗用車で、輪 距が1.30メートル以 上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキ を有するもので あること
大型特殊免許 及び大型特殊第 二種免許	車両総重量5,000 キログラム以上の車 輪を有する大型特殊 自動車で20キロメー トル毎時を超える速 度を出すことができ る構造のもの (カタ ピラを有する大型特 殊自動車のみを運転 しようとする者につ いては、車両総重量 5,000キログラム以 上のカタピラを有す る大型特殊自動車)				

大型二輪免許	総排気量0.700リットル以上の大型二輪車（当分の間、AT限定大型二輪免許にあっては、総排気量0.600リットル以上）1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの	総排気量0.700リットル以上（当分の間、AT限定大型二輪免許にあっては、総排気量0.600リットル以上）1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの			
普通二輪免許	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車（小型限定普通二輪免許にあっては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの			
牽引免許及び牽引第二種免許	牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの	牽引車は四輪車の中型自動車（車両総重量11,000キログラム未満、第5輪荷重6,500キログラム未満、乗車定員29人以下）に限る			
大型第二種免許及び大型仮免許	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10.00以上 11.00以下	2.40以上 2.50以下	5.15以上 5.35以下	補助ブレーキを有するものであること
中型第二種免許及び中型仮免許	乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.20以上 9.30以下	2.25以上 2.50以下	4.20以上 4.40以下	補助ブレーキを有するものであること